

「骨太の方針」に反映されそうな自民党「資産運用立国議連」 提言にある「プライベートアセット投資特化の新たなリテール 向け投信(ELTIF、LTAF)」～非上場REIT&BDC・インターバル&テンドーオフ アー、ELTIF、LTAF～

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 経営企画部 松尾 健治(シニアリサーチアナリスト)
窪田 真美(シニアリサーチアナリスト)

※三菱UFJアセットマネジメントがお届けする、内外の資産運用に関連する情報を発信するコラムです。

●2026年7月「骨太の方針」への反映が期待される自民党「資産運用立国議連」提言

2026年5月14日に高市早苗首相は自民党「資産運用立国議連(議員連盟)」の「日本成長戦略を金融面から支える『資産運用立国』のアップグレード(提言)」申入れを受けた(首相官邸「自由民主党・資産運用立国議連による提言申入れ」～<https://www.kantei.go.jp/jp/105/actions/202605/14mushiki.html>、提言の全文は

資産運用立国議連事務局長の小林史明衆議院議員の2026年5月14日付公式サイト「提言全文:日本成長戦略を金融面から支える『資産運用立国』のアップグレード(提言)」～<https://fumiaki-kobayashi.jp/archives/6026>、資産運用立国議連は下記※1参照)。



(出所: 首相官邸、上記写真には衆議院議員16人がいて、中央右が高市首相/自民党総裁、中央左が岸田文雄元首相/資産運用立国議連会長、

高市首相の右が伊藤達也元金融相/資産運用立国議連会長代行・自民党金融調査会長～前任が片山さつき現財務相 兼 現金金融担当～、

岸田元首相の3人左が小林史明前環境副大臣・元デジタル副大臣/資産運用立国議連事務局長・自民党経済産業部会長)

資産運用立国議連は昨年2025年4月23日に石破首相(当時)へ「資産運用立国 2.0 に向けた提言」申入れをし、提言の「こどもNISA」や「コーポレートガバナンス」などが2025年6月13日の日本政府閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2025(骨太方針 2025)」に反映された(昨年の提言は資産運用立国議連事務局長の小林史明衆議院議員の2025年4月23日付公式サイト「提言全文:資産運用立国 2.0 に向けた提言」～<https://fumiaki-kobayashi.jp/archives/5749>、提言と骨太方針については2025年6月23日付投信調査コラムNo.427「資産運用立国実現プラン 2.0～こども支援NISAとプラチナNISA、米国の教育資金積立制度529プランの機に拡大するか?」

英国ISAはスイッチング・毎月分配・デリバティブ債券&不動産投信・アクティブETFが可能～」～https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_359623.pdf、2024年11月25日の提言…2024年10月15日付投信調査コラムNo.411「石破政権は新しい資本主義を

加速、資産運用立国を引き継ぎ発展、投資大国日本を実現～林芳正内閣官房長官と加藤勝信財務相兼金融担当相と赤沢亮正経済再生担当相、金融行政方針も継承～」～https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_241015.pdf。 **今年は高市首相が2026年7月に2025年10月21日の政権発足後初の「経済財政運営と改革の基本方針 2026(骨太の方針 2026～年末の2027年度予算案編成に向けた基本姿勢や重視する政策の方向性を示す)」をまとめる予定だが(2026年6月にも官民投資のロードマップ/行程表をとりまとめる)、資産運用立国議連提言の日本成長戦略への反映が期待される。**

※1: 自民党「資産運用立国議連(議員連盟)」…



岸田文雄元首相が2024年11月22日に立ち上げ会長となり鈴木俊一自民党幹事長(麻生派、前財務相兼金融担当相)や茂木敏充外務大臣(旧茂木派、元金融担当相)等5人が会長代行となり、齋藤健氏(旧石破G、元経済産業相)や石田真敏氏(旧岸田派、元総務相)等8人が副会長、木原誠二自民党財務委員長(旧岸田派、元内閣官房副長官)が幹事長、村井英樹氏(旧岸田派、元官房副長官)等14人が幹事、小林史明氏(旧岸田派、前環境副大臣)が事務局長、神田潤一氏(旧岸田派、内閣府大臣政務官)等4人が事務局長代理となり、計40人以上いた(2025年4月7日付投信調査コラムNo.422「年金(DB・DC)資産の日本最新動向～米国でターゲットデート・ファンド

/TDFからCITへのシフトが進む中、日本では資産運用立国の推進分科会と議員連盟および金融問題研究会が米国を範とする年金改革を進める～」～https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_250407.pdf)。

資産運用立国議連の最新 2026 年 5 月 14 日付提言を、昨年 2025 年 4 月 23 日付提言を参考としながら、下記比較表を作成した。昨年(右側)の「2. 家計の安定的な資産形成促進」が今年(左側)は最後の方になっており、さらに昨年注目された「**プラチナ NISA**」は無くなっている(2026 年 3 月 11 日付朝日新聞には「岸田氏や議連は、今回の税制改正でのプラチナ NISA は断念した。ただ、岸田氏は周囲に『プラチナ NISA は諦めていない。25 年の議論は 26 年への布石だ』と語った。」とあったが…2026 年 3 月 11 日付朝日新聞「こども NISA、はね返した異論 富裕層優遇の声に『これは岸田案件』来年1月開始へ」~ <https://www.asahi.com/articles/DA1S1412017.html>)

代わって上位にあるのが「1. 銀行の機能発揮の後押し」でこれは昨年の提言(右側)から続く「**銀証ファイアーウォール規制の見直し**」など銀行(と証券会社)の話である。その次「**2. 銀行以外の資金供給経路の多様化・強化**」は昨年(右側)の「**中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用**」から続く資産運用会社の話である。

自民党「資産運用立国議連」提言

~左側が2026年5月14日付「日本成長戦略を金融面から支える『資産運用立国』のアップグレード(提言)」, 右側が2025年4月23日付「資産運用立国2.0に向けた提言」~
*四角の実線枠や破線枠、矢印は三菱UFJアセットマネジメント経営企画部。(参考)

| 主要項目 | 2026年5月14日付 「日本成長戦略を金融面から支える『資産運用立国』のアップグレード(提言)」 ~政府・与党が一丸となって講ずべき主要施策~ | 主要項目 | 2025年4月23日付 「資産運用立国2.0に向けた提言」 |
|--|---|---|--|
| 1 銀行の機能発揮の後押し 産業成長を支える 役割をこれまで以上に果たす ことを促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●デットの供給拡大: M&Aや事業プロジェクトが大規模化する中、一定要件の下、大口信用供与規制(向一グループへの融資等を自己資本の25%以下に制限)の限度額超過を承認。 ●エクイティの供給拡大: 企業の事業再構築等を支えるべく、銀行の投資専門子会社による株式非公開放・カーブアウト案件への100%出資を可能とする(議決権保有規制(5%以下の緩和)。 ●ビジネスモデルの発展に向けた研究・検討: ①銀証の垣根を超えた総合的なサービスの提供に関して銀証ファイアーウォール規制(顧客同意を得ない銀証間の顧客情報の共有規制等)の見直し、②エクイティ供給の更なる拡大に関して一般持株会社の仕組みの活用是非等を研究・検討。 | 1 資産運用立国の 更なる推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●Japan Weeksの開催をはじめ、日本市場の魅力等に関する海外向け情報発信を充実。 ●資産運用フォーラムにおいてオルタナティブ投資・日本企業の価値向上と地方を含めた日本への投資促進・資産運用業のDX・サステナブルファイナンスに関する議論を行い、国内外の資産運用会社等の知見を踏まえた成果物を、Japan Weeks期間中に開催される同フォーラムの年次会合でとりまとめる。 |
| 2 銀行以外の資金供給 経路の多様化・強化 厚みのある金融市場を実現 | <ul style="list-style-type: none"> ●邦銀と外銀との連携強化: 日本企業による外国会社の買収も増える中、外資融資などについて、邦銀が組成するシンジケートローンに日本で銀行免許がない外銀の参加を促すための制度を整備。 ●欧米と比べて未成熟な民間ファンドの育成: 適切なモニタリングを前提に、健全なPDファンドの参入を促す制度を整備。PEファンドの育成に向け、JIC等の出資機能を強化。銀行の出資規制等を合理化。 ●社債市場の活性化: 社債発行に係る規制緩和や、大規模な設備投資を行う企業の社債引受を行う金融機関を支援する制度を整備。 | 2 家計の安定的な 資産形成促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●DC・iDeCoのキャッチアップ拠出の創設を含め、今後も更なる引上げを進める。 ●企業型DCについて指定運用方法の構成の見直しを検討。 ●年金も含めた金融情報の「見える化」の環境整備を進める。 ●「プラチナNISA」の導入など政府は退職世代向けの資産運用サービスの充実に取り組む。 ●「こども支援NISA」を導入。 ●各省庁はJ-FLECと連携しつつ所管分野の関係企業や経済団体に対する周知広報に取り組む。文部科学省は金融庁・J-FLECと連携しつつ次期学習指導要領における金融リテラシーの向上に資する記載の一層の拡充について検討。 |
| 3 企業の成長投資 の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●中長期的な企業価値向上に向けた攻めのかバランス、稼ぐ力の向上: 上場会社向けの原則であるコーポレートガバナンス・コードの改訂、実務指針として成長投資ガイドランスの策定を実施。また、諸外国とのイコールフットリングを図るため、会社法上の株主提案権等の見直しを検討。 | 3 中小企業等の 成長に資する 金融サービスの 充実と多様な資産運用 商品の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ●VC障壁の恒久的施設課税特別緩和、M&Aを阻害する「のれん」会計基準見直し、東証グロース市場機能強化。 ●GPIF及び共済組合等が国内のPE・VCを含めオルタナティブ資産への投資を引き上げ。 ●銀証ファイアーウォール規制の見直しを着実に進める。 ●金融機関の投資専門子会社の投資対象拡充、大口信用供与等規制における一時的限度額超過許容検討。 ●証券会社による非上場株式の勧誘が原則禁止されている自主規制、発行開示書類の届出免除基準の見直し。 ●金融庁はREITのデータセンター組入れ、上場インフラファンド市場活性化、プライベートクレジット課題整理、ベンチャーデットやレバレッジローンの成長融資活性化・市場化。 |
| 4 アセットオーナー の機能向上 | <ul style="list-style-type: none"> ●公的アセットオーナーの運用力向上: 厚生年金の積立金を運用する9主体(GPIFや共済)の運用状況等を比較・検証。GPIF等のオルタナ投資の多角的評価や今後のポートフォリオの在り方を検討。 ●大学の運用促進・資産運用の促進・高度化に向けたガイドブックの策定、好事例の横展開、共同運用の促進、アセットオーナー・プリンシプル受入促進を実施。 | 4 企業価値の向上・コーポ レートガバナンス | <ul style="list-style-type: none"> ●コーポレートガバナンスに関する新たな政策パッケージ。 ●有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備。 ●規模の大きい上場企業におけるサステナビリティ情報の開示保証に係る制度整備。 |
| 5 家計の安定的な 資産形成促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●DC・iDeCoの大胆な改革: 50歳以上のキャッチアップ拠出枠の創設、個々人の適切な商品サポートに向けた個別商品のアドバイズ解禁、ロボアドバイザーの許容・制度のシンプル化等を検討 ●NISAの定着、個人向け国債の商品性見直し、地域・世代に即した金融経済教育の推進 | 5 資産運用業の高度化 | <p>(1)資産運用業の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●金融庁は資産運用業協会と連携し世界の資産運用会社と伍していける会社が生まれるよう業界の変革を進め、大手金融機関に継続深化を求め変革を後押しするとともに新興運用業者活用を働きかける。 ●金融庁はバイサイドアナリスト等の人材の充実、資産運用の業務・システム合理化に向けた実態把握、アセットオーナーを支える金融機関等に対するモニタリングの更なる強化、生成AIやブロックチェーン等の新たな技術の検討を進める。 ●北海道・東京・大阪・福岡と連携して海外からの新規参入事業者への創業支援の取組を継続。 <p>(2)アセットオーナーシップ改革の更なる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文部科学省・総務省は大学の資産運用・管理の実態把握を進め、アセットオーナー・プリンシプルの検討状況整理。 ●DBのアセットオーナー・プリンシプル受入れを更に進め、DBの運用のあり方を含め、厚労省は好事例を整理・公表。 |

プライベートアセットへの資金供給の多様化に取り組むべきである。投資信託協会(現: 資産運用業協会)のルール改正により、公募投資信託に非上場株式を原則15%まで組み入可能となったが、EU・英国では、低流動性資産への長期投資を目的とするファンド枠組み(ELTIF、LTAF)が整備されており、個人投資家も投資可能とされている。日本でも、投資商品の選択肢を拡げていく観点から、諸外国の事例を参考に、顧客保護に留意した上で、プライベートアセットへの投資に特化した新たなリテール向け投資信託の枠組みを整備すべきである。併せて、低流動性金融商品であることを顧客が十分理解した上でリスク許容度の範囲内で購入できるように、顧客属性を踏まえた販売・勧誘態勢が確保されるべきである。

(出所: 資産運用立国議連事務局長の小林史明衆議院議員の2026年5月14日と2025年4月23日の公式サイトより三菱UFJアセットマネジメント株式会社経営企画部が作成)

●「資産運用立国議連」提言～iDeCo&DC、アクティビスト、大口融資(外国金融機関協調融資、個人向け国債)～

2026年5月14日公表の資産運用立国議連提言案は2026年4月23日に第17回総会で議論されて、その直前にメディアにリーク/leak(情報提供)された。2026年4月22日付日本経済新聞は「自民党の資産運用立国議員連盟が近くまとめる提言案が判明した。個人型確定拠出年金(iDeCo、イデコ)などで50歳以上を対象に追加拠出枠を設ける。…(略)…。同議連が23日に開く総会で提言案を議論する。具体的な限度額や枠組みは諸外国の事例などを参考にして詰める。…(略)…。提言案にアクティビスト(物言う株主)対策も盛り込む。…(略)…。銀行による融資額を自己資本の一定割合に抑える大口融資規制を緩和すべきだとも指摘する。」(強調下線は当コラム筆者、2026年4月22日付日本経済新聞

「iDeCo50歳以上に追加拠出枠 自民党案、氷河期世代の資産形成を支援」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0H421C1R0R2C6A400000/>、2026年4月23日付時事通信は「資産形成の手段としてイデコや企業型確定拠出年金(DC)を例示。50歳以上を対象に追加拠出枠の導入を求め、次期年金制度改革までに検討するよう要請した。個人向け国債の保有者を増やすため、商品の魅力向上なども訴えた。また、銀行による融資額を自己資本の一定割合に抑える『大口信用供与規制』の緩和を主張。」(強調下線は当コラム筆者、2026年4月23日付時事通信「イデコ拡充、銀行規制緩和を=資産運用立国で提言案-自民議連」～ <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026042300891&g=eco>、2026年4月23日付ニッキンは「『ファイアーウォール規制』(銀証の壁)の見直しも盛り込む方向で調整している。政府が今夏にも策定する金融戦略への反映を求めており、5月中旬にも高市早苗首相に申し入れる。…(略)…。買収資金融資やSPC(特別目的会社)向けノンリコースローンを対象に大口信用供与規制の緩和を要請。…(略)…。日本の銀行免許を持たない外国金融機関でも、邦銀が組成する協調融資への参加を認めることも要請。…(略)…。アクティビスト(物言う株主)の行き過ぎた経営介入を防ぎ、中長期の投資を促す方策も盛り込む。…(略)…。iDeCoの拡充では、次の年金制度改革までに50歳以上を対象に追加拠出枠の導入検討を求めた。」と報じていた(強調下線は当コラム筆者、2026年4月23日付ニッキンONLINEも「自民党の資産運用立国議連、投融資規制の緩和提言へ『銀証の壁』26年度中に検討を」～ <https://www.nikkionline.com/article/38533>)。



(出所: 2026年4月23日自民党本部、一番右に鈴木俊一自民党幹事長、その左に岸田元首相、その左に資産運用立国議連事務局長の小林史明衆議院議員)

メディアで報道される提言は、iDeCo&DC、アクティビスト対策、大口融資規制緩和、外国金融機関の協調融資、個人向け国債となっており、提言にあった「欧米と比して未成熟な民間ファンドの育成:適切なモニタリングを前提に、健全なPDファンドの参入を促す制度を整備。PEファンドの育成に向け、JIC等の出資機能を強化。」は無い。

実は、2026年4月19日付日本経済新聞朝刊1面に「政府は未上場株などプライベートアセット(未公開資産)に投資する公募投資信託の新制度創設を検討する。個人投資家の資金を呼び込む仕組みを通じ、スタートアップ企業の成長を支援する。20日にも提示する金融分野の新しい戦略の骨子案に盛り込む方向だ。資産運用立国を目指す政府の分科会で議論する。新戦略は2026年半ばにも決定する。金融庁と資産運用業協会などが今後、枠組みの詳細を詰める。モデルにするのは欧州長期投資ファンド(ELTIF)と呼ぶ枠組みだ。英国でも同様の制度がある。…(略)…。欧州では数兆円規模の投資資金が流入している。」と報じられていた(強調下線は当コラム筆者、2026年4月19日付日

本経済新聞朝刊1面「未上場株軸の公募投信 政府検討、個人の新興投資促す」～ https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0E17C1D0X10C36A4000000?n_cid=6snp_share_android)。

2026年4月22日に開催された第4回日本成長戦略会議の内閣官房日本成長戦略本部事務局資料2「分野横断的課題への対応の方向性」には既に「個人投資家への多様な投資商品の提供やスタートアップ企業等への成長資金供給の促進のため、諸外国を参考に、顧客保護に十分留意した上で**プライベートアセットに特化した公募投資信託**の枠組みを整備」とあった(強調下線は当コラム筆者、2026年4月22日付内閣官房日本成長戦略本部事務局「分野横断的課題への対応の方向性」～

<https://www.esa.go.jp/etoku/nipponseichosenryaku/kaiji/dai4/ejibidai.html>・<https://www.esa.go.jp/etoku/nipponseichosenryaku/kaiji/dai4/shiryov2.pdf>)

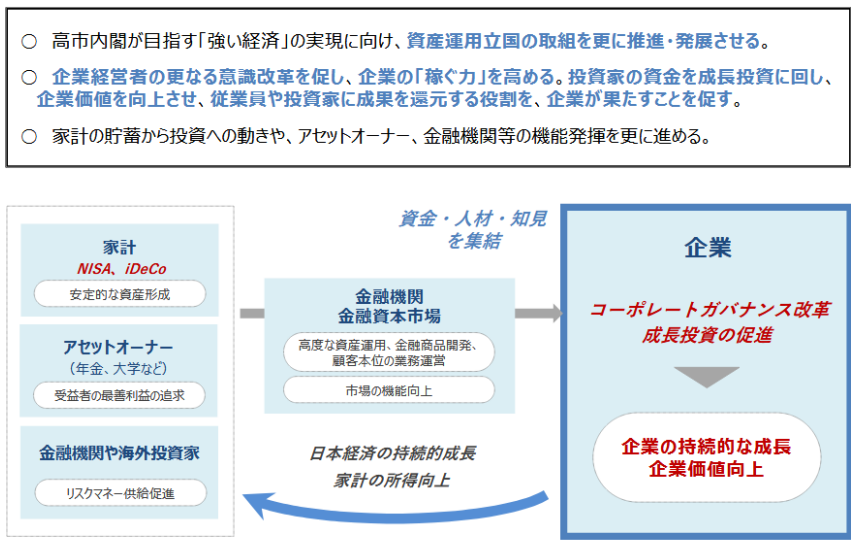
資産運用立国を目指す政府の分科会は片山さつき財務相兼金融担当相が分科会長を務める日本成長戦略会議の下にある「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」である(分科会長代理は片

山さつき氏と同じ大藏省主計局にいた内閣官房副長官の尾崎正直衆議院議員で、金融庁からは八幡道典内閣官房日本成長戦略本部事務局次長、堀本善雄総合政策局長、井上俊剛企画市場局長、今野治総合政策局総合政策課長が参加～

<https://www.esa.go.jp/etoku/nipponseichosenryaku/kiryu/dai1/ejisyuohidai.pdf>)。その第1回が開催されたのが2026年1月15日で右記はその時の資料だが、タイトルは「資産運用立国の更なる推進」と先述の2025年4月23日付「資産運用立国2.0に向けた提言」の筆頭主要項目と同じである(2026年1月15日付内閣官房ホームページ

「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」～ <https://www.esa.go.jp/etoku/nipponseichosenryaku/kiryu/dai1/ejibidai.html>)

資産運用立国の更なる推進



(出所: 2026年1月15日付新戦略策定のための資産運用立国推進分科会(第1回)資料2)

以上について、2026年5月11日付ファンド情報が報じている。「自民党の資産運用立国議員連盟が今期の提言案を示した。DCでは商品数を35本以内に制限する規制の緩和などに踏み込み、**未上場資産への投資に特化した投資信託を組成できる新たな枠組みの創設**を求める。銀証ファイアーウォールの引き下げや個人向け国債の魅力向上にも言及した。提言の内容は、政府が夏までに取りまとめる成長戦略に盛り込まれる見通し。秋以降、金融庁など関係省庁や業界団体が本格的な検討に着手する。…(略)…。提言は内閣官房の日本成長戦略会議と並走する形で作られている。金融分野を担当する『**新戦略策定のための資産運用立国推進分科会**』は、**4月20日に戦略骨子案を示した。多くの項目が議連の提言と一致している**。本来、与党で政策を検討する中心的な組織は自民党の政務調査会だが、議連は岸田文雄元首相が立ち上げただけに存在感を放つ。政調の**金融調査会は同24日の会合で分科会の骨子案について報告を受けたが、内容に関する議論に時間を割いていない**。…(略)…。**欧州長期投資ファンド(ELTIF)や英国の同様の仕組み(LTAF)を参考に未上場資産投信の新たな枠組みを作る**ことも求める。現状、海外の未上場資産に投資する投信は外国の投資法人などに投資するか、外国証券として販売され、国内籍投信に未上場株を直接組み込む場合は上限が15%に設定されている。資産運用業協会の旧投資信託協会側は段階的に商品組成の規制緩和を進めてきたが、顧客保護などの観点から現行の公募投信制度で対応を続ける難しさを感じていた。**旧投信協が3月に公表したレポートでも、別制度を作る必要性が指摘**されている。」である(強調下線は当コラム筆者、2026年5月11日付ファンド情報「運用立国議連が提言案」DCは商品数制限を緩和 未上場資産投信の新制度も」～ https://www.fundinfo.jp/products/fund_base/number.html?mailContentId=556331)

https://www.fundinfo.jp/products/fund_base/number.html?mailContentId=556331)

2026年5月11日付ファンド情報が「旧投信協が3月に公表したレポートでも、別制度を作る必要性が指摘されている。」と報じているが、これは2026年3月17日付投資信託協会(現資産運用業協会/Investment Management Association of Japan/IMAJ)の調査広報室レポート「**プライベートアセットの投資信託への組入**」である(筆者は清水毅グローバル・リサーチ・オフィサー…1987年10月から

PwC、2024年7月から投資信託協会の広報部調査広報室グローバル・リサーチ・オフィサー、2026年4月から資産運用業協会の調査・国際本部長～ <https://www.imaj.or.jp/statistics/research/reports/r/>・https://www.imaj.or.jp/statistics/research/pdf-cms/20240117_Report_21.pdf)

資産運用業協会は2026年5月18日の「会長による定例会見」で「記者：政府はプライベートアセットへの投資制度として、**ELTIF(欧州長期投資ファンド)、LTAF(英国長期資産ファンド)を参考にしてはどうかという案**を金融分野の新しい戦略の骨子案に盛り込み、新戦略策定のための資産運用立国推進分科会で議論するよう動いている。協会としてどのようにお考えか伺いたい。会長：**ELTIF、LTAFも参考に日本版といったものを検討する必要性については認識している。現時点は、関係当局、諸団体を含めてしっかりと議論しながら進めていく状況**と考えている。広報部長：**ELTIF、LTAFが人口に膾炙して普及するまでに10年以上かかっている。先駆的な例があるからといってそれをそのまま輸入することにはならず、丁寧に事を運ぶ必要がある。**…(略)…。15%ルールの実務的な緩和で、未上場株等のプライベートマーケットが大きくなり、ひいては日本経済全体の成長力を大きくしていくことに繋がるという意味で非常に大事だと考えている。…(略)…。今まで組み入れていた上場株式が非公開になった場合、クロスオーバーファンドで組入れを続けたいにもかかわらず、非公開化に伴いプライベートのウエイトが大きくなって保有ができなくなってしまう、ということが起こり得た。今回の改正ではこのような場合でも実務的に運用可能とする狙いがある。」と述べている(強調下線は当コラム筆者、人口に膾炙/かいしゃ…広く世間の人の口にもわり知れ渡ること、2026年5月22日公表2026年5月18日付資産運用業協会「会長による定例会見」～

<https://www.ama.or.jp/about/information/conference.html>)。参考までに資産運用業協会の菱田賀夫会長は2026年5月19日付週刊金融財政事情で「海外には、日本より先に多様な投資機会の提供や制度整備を進めてきた国がある。投資機会をどう提供し、いかなる制度や市場慣行が支えているのかを知る格好の機会ともいえる。一方で、単純に外国の制度をそのまま輸入すればよいというものでもない。各国にはそれぞれ歴史や市場構造が存在し、その環境の上で制度や商慣行が成り立っている。…(略)…。やはり大切なのは、海外事例から学んだ上で、日本なりのモデルを構築していくことだ。…(略)…。協会としても、海外の先行事例など有意義な情報を収集・周知するなど、積極的に各運用会社の取り組みを支えていきたい。」とも言っている(2026年5月19日付週刊金融財政事情「協会統合が日本における資産運用業のさらなる飛躍のきっかけに」～ <https://kinaii-online.jp/node/1434>)。

●「プライベートアセットへの投資に特化した新たなリテール向け投資信託(ELTIF、LTAF)」

2026年5月14日に公表された資産運用立国議員連盟「日本成長戦略を金融面から支える『資産運用立国』のアップグレード(提言)」の「資金供給経路の多様化による厚みのある金融市場の実現」には次の通り出ている。「プライベートアセットへの資金供給の多様化に取り組むべきである。投資信託協会(現:資産運用業協会)のルール改正により、公募投資信託に非上場株式を原則15%まで組入可能となったが、**EU・英国では、低流動性資産への長期投資を目的とするファンド枠組み(ELTIF、LTAF)が整備されており、個人投資家も投資可能**とされている。日本でも、投資商品の選択肢を拡げていく観点から、諸外国の事例を参考に、顧客保護に留意した上で、**プライベートアセットへの投資に特化した新たなリテール向け投資信託の枠組みを整備**すべきである。併せて、低流動性金融商品であることを顧客が十分理解した上でリスク許容度の範囲内で購入できるよう、**顧客属性を踏まえた販売・勧誘態勢が確保されるべきである。**」(強調下線は当コラム筆者、提言の全文は資産運用立国議員連盟事務局長の小林史明衆議院議員の2026年5月14日付公式サイト「提言全文:日本成長戦略を金融面から支える『資産運用立国』のアップグレード(提言)」～ <https://fumiaki-kobayashi.jp/archives/602>)。

「**欧州長期投資ファンド/European Long-Term Investment Fund/ELTIF(エルティフ)**」は2015年6月8日施行で2015年12月9日から適用の欧州連合/European Union/EU(2020年1月31日に英国が離脱して27か国)のオルタナティブ投資ファンド/Alternative Investment Funds/AIF(ヘッジファンドやプライベートエクイティファンドなどUCITS以外のファンド)である(2021年8月30日付投信調査コラムNo.340「投資ビッグ

バン! 欧米で長期のVC-PE投資信託を設定(活用)、未公開企業の成長を促して、個人(年金)へ高リターンを提供!～英国のLTAF、EUのELTIF(RAIF、SCSp)、米国の新型CEF(DST、インターバル、エバークリーン)～ <https://www.am.mfg.jp/text/obisrae-210630-2.pdf>)。フランスの「イノベーションのための投資信託/Fonds Commun de Placement dans l'Innovation/FCPI(1997年～)や「地方(企業ベンチャー)ファンド/Fonds d'Investissement de Proximite/FIP(2003年～)をEU向けに拡張したものと言える(仏FCPI&FIP…

2023年5月22日付投信調査コラムNo.380「日本首脳会議やG7サミットに登場するイノベーション、そのための投信! 銀行は投信販売に特化?～フランスのイノベーションのための投資信託/FCPI、フランス版NISAのPEA、米国のミューチュアルファンドバンキング～」～ <https://www.am.mfg.jp/text/obisrae-230522-2.pdf>)。ELTIFは2023年4月9日施行で2024年1月10日から適用の「**ELTIF 2.0**」となっている(2023年3月13日付投信調査コラムNo.376「欧州長期投資ファンドから考える日本版ELTIFの道～スタートアップ株式を含む非上場株式組入れ投信『エルティフ』の大幅改善案“ELTIF 2.0”を欧州投資信託協会と欧州委員会が進め欧州議会が可決!～」～ <https://www.am.mfg.jp/text/obisrae-230313-2.pdf>、2025年2月25日付投信調査コラムNo.420「プライベートアセットのクロスオーバー投信と(ファンド・オブ・オブ)クロスド・エンド・ファンド投信!～米国のインターバルファンド、欧州のエバークリーンファンド、英国のインベスメントトラストとLTAF～」～ <https://www.am.mfg.jp/report/investigate/column-250225.pdf>)。

「英国の長期資産ファンド/Long-Term Asset Fund/LTAF(エルタフ)」は ELTIF と目的や投資対象は近いが、ELTIF の規則が英国の FCA 規則などと合わなかった事などから、英国は独自の LTAF を創設した(2021年8月30日付投信調査コラムNo.340「投資ビッグバン」)

欧米で長期の VC・PE 投資信託を設定(活用)、未公開企業の成長を促して、個人(年金)へ高リターンを提供へ!~英国の LTAF、EU の ELTIF(RAIF、SCSp)、米国の新型 CEF(DST、インターバル、エバーグリーン)~




https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_210830_2.pdf、ELTIF と LTAF を含む欧米における低・非流動性資産投資ファンド~米国の非上場 REIT・BDC・インターバルファンド・テnder オファーファンド、欧州の ELTIF・VCT・LTAF~比較~2025年2月25日付投信調査コラムNo.420「プライベートアセットのクロスオーバー投信と(ファンド・オブ)クローズドエンド・ファンド投信!~米国のインターバルファンド、欧州のエバーグリーンファンド、英国のインベストメントトラストと LTAF~」

https://www.am.mufjg.jp/report/investigate/column_230225.pdf、LTAF は英シユローダーを買収した目的にもなっている~2026年3月9日付投信調査コラムNo.440「世界の資産運用(投信)会社~米スペインの英シユローダー買収、ETF や MMF の拡大が課題、英政府が勤めているプライベートアセット投信「長期資産ファンド/LTAF」を強みとする世界最大級のアクティブ運用会社~」https://www.am.mufjg.jp/report/investigate/column_230309.pdf)o

日本では投資信託協会(現・資産運用業協会)が 2024 年 6 月 7 日に「オルタナティブ投資等を行う非上場の外国籍投資信託」として LTAF と共に ELTIF を挙げている(2024年7月8日付投信調査コラムNo.405「非上場 REIT・BDC・インターバルファンドの組入投信~茂木自民幹事長「新 NISA バージョンアップ、スタートアップ支援「非上場株投信」で、NISA が参考とする英国では ISA 改革を支持しそうな労働党政権が誕生へ」~https://www.am.mufjg.jp/report/investigate/column_240708.pdf)o

2026年5月25日現在

米国のオープンエンドファンド・非上場REIT・非上場BDC・インターバルファンド・テnder オファーファンド、欧州のELTIF1.0とELTIF2.0、英国のLTAF

| | |  米国 | | | |  EU | |  英国 | |
|---------|---------------------------|--|--|--|----------------------------------|--|--|---|--|
| ファンドの種類 | | 米国一般 なオープン エンド ファンド (ミューチュアル ファンド) | 米国非上場 REIT (BREIT等、 下記※1参照) | 米国非上場 BDC (プライベート・クレジット に投資するBCRED等、 下記※1参照) | 米国 インターバル ファンド (下記※2参照) | 米国 テnder オファー ファンド (下記※2参照) | EUのELTIF1.0 (エルティフ1.0) /欧州長期投 資ファンド1.0 (下記※3参照) | EUのELTIF2.0 (エルティフ2.0) /欧州長期投 資ファンド2.0 (下記※4参照) | 英国のLTAF (エルタフ) /長期資産ファ ンド (下記※3参照) |
| 1 | 法的形態 | オープンエンド ファンド | クローズドエンドファンド(英国のインベストメントトラスト) ~借入の純資産倍率/レバレッジがオープンエンドファンドは低く、クローズドエンドファンドは高い、インターバルファンドは銀行 借入が純資産の50%まで、優先株式が純資産の100%まで(投信調査コラムNo.360、欧州は投信調査コラムNo.376)~ | | | | クローズドエンドファンド もしくは、 条件付きオープンエンド ファンド | | 条件付きオープン エンドファンド |
| 2 | 対象 | 現金化に7暦 日超かかる非 流動性投資は 純資産の 15%以内(投信調 査コラムNo.421) | 不動産 75%以上 | 米国未公開企 業等 70%以上(日本版 ISAの道その360) | 解約の為の流 動性確保(年最大 20%)が必要 | 解約の為の流 動性確保 は不要(裁量あり) | 適格投資資産 (EU以外の第三国に置く 事は原則不可で) 組入れ比率70%以上、 EuVECAやEuSEF、 UCITSは70%以上の適 格投資資産には含まれ ないが、30%以下の流 動性資産に含まれる。 (同一金融商品等組入率上限が 10%以下) | 適格投資資産 (EU以外の第三国に置く 事も可で) 組入れ比率 55%以上 、 EuVECAやEuSEF、 UCITS、 AIFs、証券化資産、 グリーンボンド、 フィンテック (同一発行体の金融商品等への投 資が純資産の 20%以下 ~リテール~) | 非流動性資産 (プライベート・エクイティ やベンチャー・キャピタル、 インフラや不動産 等) |
| 3 | 設定の頻度 | 日次 | 月次 | 月次 | 日次、週次 | 月次 | 基準価額未満 は要承認 | 基準価額未満 は要承認 | 月次 |
| 4 | 解約の頻度 と制限 | 日次 | 月次で純資産 の2%、四半期 で純資産の 5%等 | 四半期で純資 産の5%等 | 四半期で通知21~42日、 純資産の5%がほとんど | 運用期間中 解約不可、 セカンダリーマーケット ではディスカウントも、 運用会社の買い手紹介 | 運用期間中 一部解約可 (条件・頻度・上限あり、) | 月次より少 ない頻度、通知 90日以上、純 資産の5% | |
| 5 | 投資家 適合性 /想定顧客 属性 | 制限無し | 制限無し プライベートファンド比率15%以上のインターバルファンドやテnder オファーファンドなどクローズド エンドファンドは公認投資家/ accredited investorsまたは純資産が100万円、以上もしくは年取が20万円 以上の個人しか投資出来ないと言ふSEC/証券取引委員会ガイダンスがあったが、 2025年9月19日に撤回 した(投信調査コラムNo.430)。 値上がり時報酬を課す場合は適格購入者(qualified purchaser(投信調査コラムNo.373) (下記※1参照)) | | | | 適格投資家 /Eligible investors 投資前に 投資アドバ イス義務 ~リテール向け~ | 適格投資家 /Eligible investors 投資前に 投資アドバ イス推奨 ~リテール向け~ | 適格投資家 /Eligible investors |

※1: 非上場REITと非上場BDCは2022年1月31日付投信調査コラムNo.350「アドバイスの付加価値~メリリントン12-4-2ルール(スーパードラッグモデル)、アメリカのパーソナライズされたアドバイスの価値、フィデリティ・シュワブ・バンガード・モ
ニングスター・エンベスターズ・ラッセルの付加価値」(https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_220131_2.pdf)および2022年7月11日付投信調査コラムNo.360「資産所得倍増プランだけではなくスタートアップも! 日本版インターバル・ファンド、日本
版BDCの道~米国SECプライベート・ファンド・アドバイザー・ルール」(https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_220711_2.pdf)および2022年7月25日付投信調査コラムNo.361「新しい資本主義における長期運用資金のベンチャー投資には日本版
LTAF、日本版VCTの道も~英国のLTAF(長期資産ファンド)とVCT(ベンチャー・キャピタル・トラスト)~」(https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_220725_2.pdf)および2023年1月30日付投信調査コラムNo.373「スタートアップ育成計画と資産所得倍増プラン 米国では流動性リ
スク管理規制強化でETFやインターバル・ファンドへ、非上場REIT不安で上場REITへ? 欧州ではELTIF人気、英国ではLTAFを個人に解放する案!」(https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_230130_3.pdf)。米国のプライ
ベートファンド比率15%は2025年9月29日付投信調査コラムNo.430「オルタナティブ資産~プライベート、不動産、暗号資産、金、インフラ、ライフタイムインカム~を米国では(トランプ政権が確立した)年金に! 非上場15%超クローズドエンド(インター
バル)とセカンダリーも」(https://www.am.mufjg.jp/report/investigate/column_250929.pdf)。

※2: インターバルファンドとテnder オファーファンドは2021年12月27日付投信調査コラムNo.348「プライベートはオープンよりクローズド?~世界で急成長するプライベート・マーケットへの投資はオープンエンド・ファンドよりクローズドエンド・ファンド
/CEF? 米国で上場PEファンドのSPACや機関投資家が関心を持つCEF、英国ではインベストメント・トラストやLTAF(オープン・エンド・ファンド)だがCEFに近い、EUではクローズドエンド型ELTIF」(https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_211227_2.pdf)
および2022年7月11日付投信調査コラムNo.360「資産所得倍増プランだけではなくスタートアップも! 日本版インターバル・ファンド、日本版BDCの道~米国SECプライベート・ファンド・アドバイザー・ルール」~
https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_220711_2.pdf)。

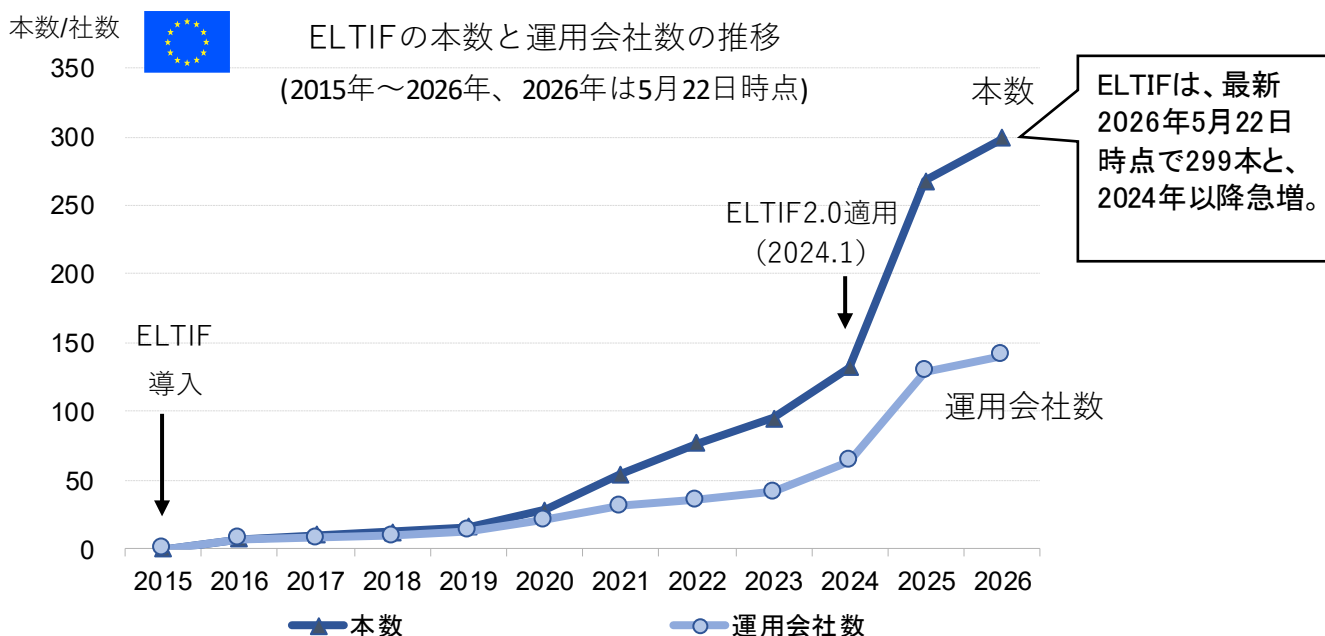
※3: ELTIFとLTAFは2021年8月30日付投信調査コラムNo.340「投資ビッグバン」 欧米で長期の VC・PE 投資信託を設定(活用)、未公開企業の成長を促して、個人(年金)へ高リターンを提供へ!~英国の LTAF、EU の ELTIF(RAIF、SCSp)、米国の新型
CEF(DST、インターバル、エバーグリーン)~(https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_210830_2.pdf)および2022年7月25日付投信調査コラムNo.361「新しい資本主義における長期運用資金のベンチャー投資には日本版LTAF、日本版VCTの道も~
英国のLTAF(長期資産ファンド)とVCT(ベンチャー・キャピタル・トラスト)~」(https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_220725_2.pdf)および2023年1月30日付投信調査コラムNo.373「スタートアップ育成計画と資産所得倍増プラン 米国では流動性リ
スク管理規制強化でETFやインターバル・ファンドへ、非上場REIT不安で上場REITへ? 欧州ではELTIF人気、英国ではLTAFを個人に解放する案!」(https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_230130_3.pdf)、2023年3月13日付投信調査コラムNo.376
「欧州長期投資ファンドから考える日本版ELTIFの道~スタートアップ株式を含む非上場株式組入投信「エルティフ」の大幅改善案「ELTIF 2.0」を欧州投資信託協会と欧州委員会が進め欧州議会が可決!」~
https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_230313_2.pdf)。

※4: ELTIFsは2023年4月9日施行で2024年1月10日から適用の「ELTIF 2.0」となっている(2023年3月13日付投信調査コラムNo.376「欧州長期投資ファンドから考える日本版ELTIFの道~スタートアップ株式を含む非上場株式組入投信「エルティフ」
の大幅改善案「ELTIF 2.0」を欧州投資信託協会と欧州委員会が進め欧州議会が可決!」~https://www.am.mufjg.jp/text/oshirase_230313_2.pdf)。

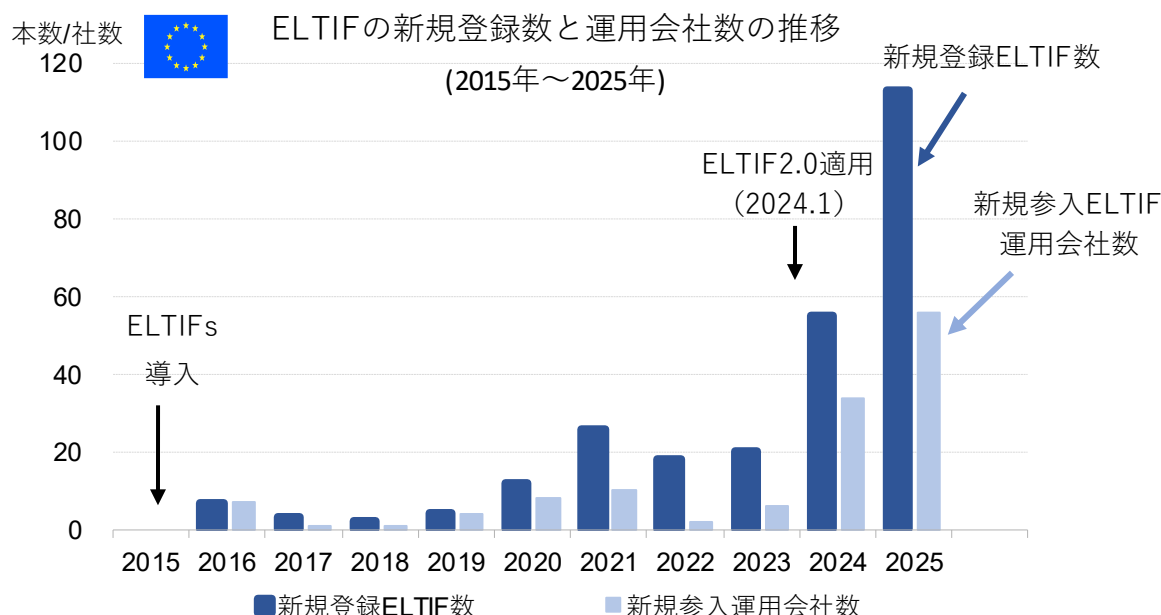
(出所: Morningstar等より三菱UFJアセットマネジメント経営企画部が作成)

最後に、ELTIFとLTAFの本数、純資産、純設定の最新動向を見る。

まず ELTIF の本数、純資産、純設定の最新動向である。欧州証券市場監督機構/European Securities and Markets Authority/ESMA によると、**ELTIFは最新2026年5月22日時点で299本/運用会社141社、2024年以降、急増している。**



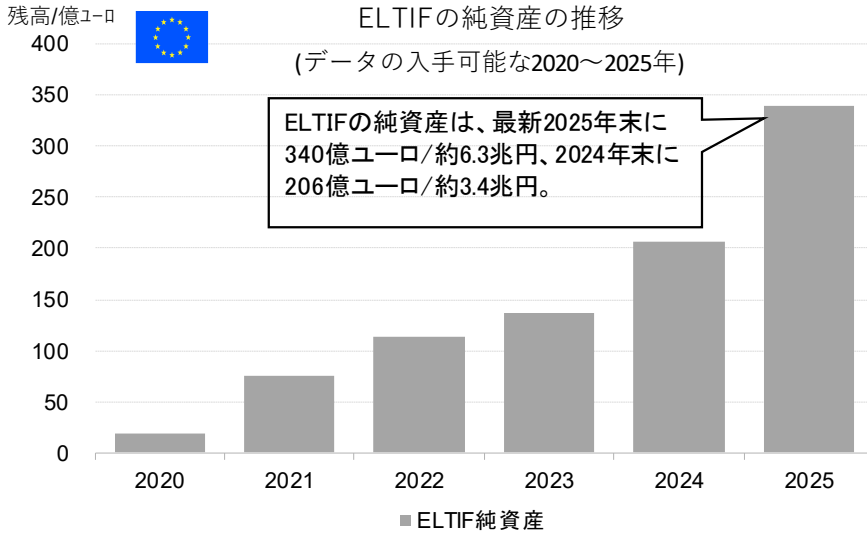
(出所:ESMA/欧州証券市場監督機構等より三菱UFJアセットマネジメント経営企画部が推計・作成)



(出所:Scope/スコープより三菱UFJアセットマネジメント経営企画部が推計・作成)

ELTIFの運用資産総額/AUMは2020年の20億ユーロをわずかに下回る水準から大きく拡大し2024年末に206億ユーロ/約3.4兆円(欧州投資信託協会のEFAMA(イーファーマ)/欧州投資信託・資産運用協会~ https://www.efama.org/sites/default/files/asset-management-report-2025_0.pdf)、**ELTIFの最新2025年末は340億ユーロ/約6.3兆円と2020年末比で18倍の大幅な成長となっている**(格付機関スコープの調査・推計、2026年4月16日付Scope「ELTIF study 2026

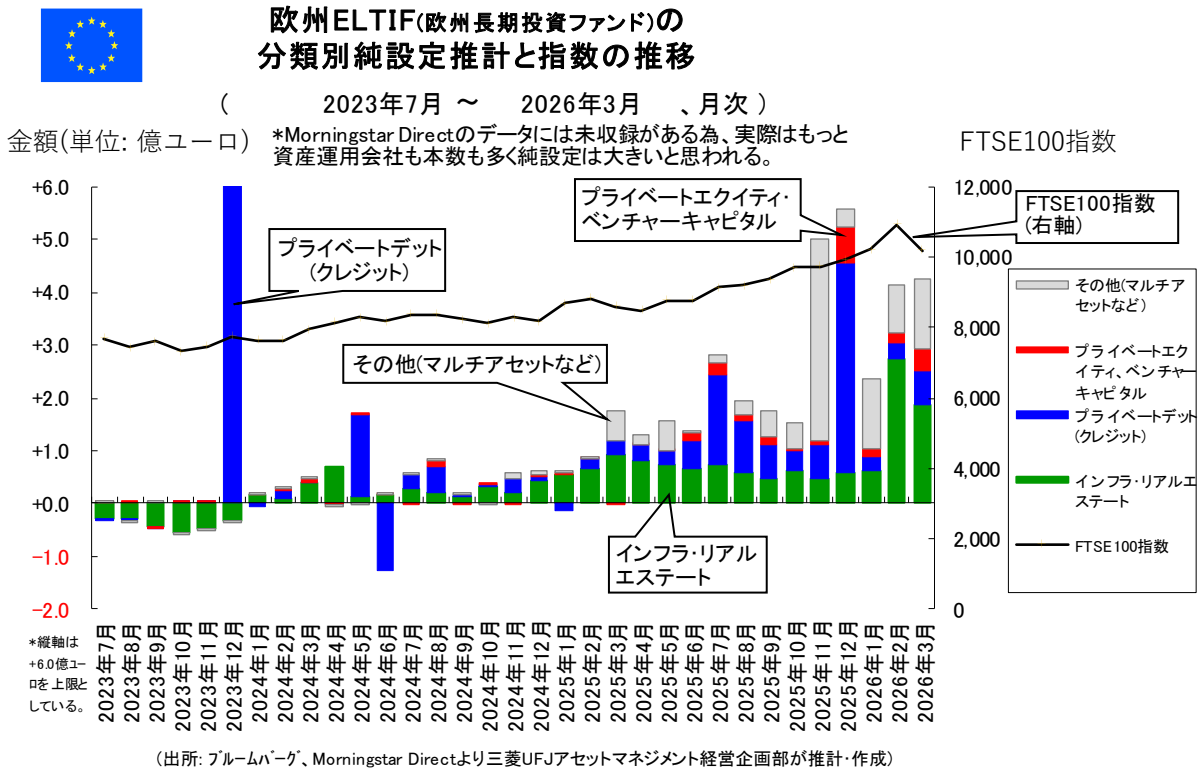
- Market overview and outlook ~ <https://suprodscopeexplorer1.blob.core.windows.net/public/reports-links/Scope-ELTIF-study-2026.pdf>)



ESMA/欧州証券市場監督機構とScope社推計より三菱UFJアセットマネジメント経営企画部が作成

ただ、ELTIF が伸びているといっても規模はまだ小さい。プライベートエクイティやヘッジファンド、証券化、デット/ローンファンドなど、流動性の低い資産に投資するタイプの私募ファンド(「Other AIFs」分類。*AIFs/Alternative Investment Funds/オルタナティブ投資ファンド、非 UCITS で UCITS より解約等に制限あり)の純資産は 2025 年末に 3.3 兆ユーロ/約 615 兆円もあるのに対し(欧州投資信託協会のEFAMA(イーファーマ)/欧州投資信託・資産運用協会~ https://www.efama.org/sites/default/files/efama_fact_sheet_febbruary_2025.pdf)、ELTIF の 340 億ユーロはわずか 1.0%となっている。今後の伸びしろと見る事も出来る。

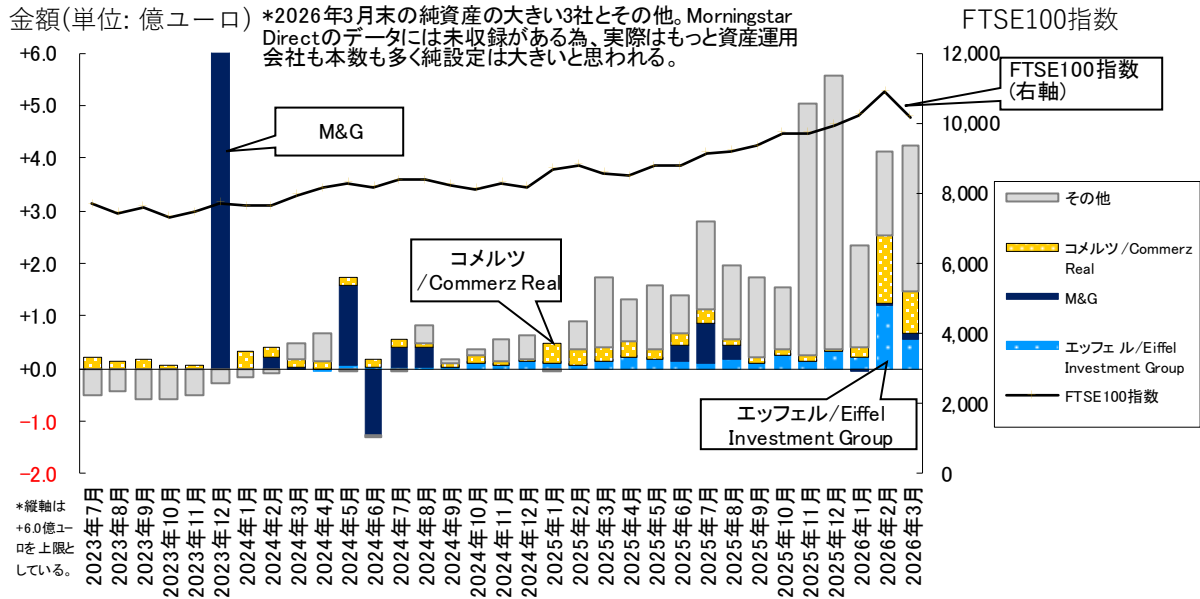
ELTIF の純設定推計を見る。Morningstar Direct のデータには未収録がある為(ELTIF の純資産 2025 年末 340 億ユーロに対して、Morningstar Direct は 90 億ユーロとカバー率 26%)、実際には純設定はもっと大きいと思われるが、ELTIF の投資対象と運用会社別の純設定推移は以下の通り。投資対象分類別では、インフラ・リアルエステートが流入継続も、昨年 2025 年後半からマルチアセットへの流入が増えている。





欧州ELTIF(欧州長期投資ファンド)の 会社別純設定推計と指数の推移

(2023年7月 ~ 2026年3月 、月次)



(出所: プルムバーグ、Morningstar Directより三菱UFJアセットマネジメント経営企画部が推計・作成)

そして、LTAFの本数、純資産、純設定の最新動向である。モーニングスターが収集したLTAFのデータによると、英金融監督当局の金融行為規制機構/Financial Conduct Authority/FCAが承認したLTAFの運用資産総額/AUMは約73億ポンド/約1.6兆円(2025年6月時点の50億ポンドから増加)に達している(2026年4月7日付Morningstar「Public/Private Convergence: LTAF Landscape」~

<http://www.morningstar.com/business/insights/inf/ltaf-landscape-is-a-growing-market>)。モーニングスター・ダイレクト/Morningstar Directに収録されているデータを使い、純資産および純設定の最新動向を見る(*Morningstar DirectのデータにはAegon「CG Aegon AM Private Credit LTAF」、BlackRock「Diversified Alternative Strategies LTAF」など多々の未収録がある為、**実際は資産運用会社も本数も多く純資産は大きい**。別途、モーニングスターが運用会社より収集した情報は上記「LTAF Landscape」などのレポートを参照。それ以外に、開示されていないLTAFもあり、特定の投資家のために運用されているファンドのため、運用条件は機密事項となっている。)

2026年3月末にLTAFは41クラスあって、純資産は約54億英ポンド/約1.1兆円であり、2025年以降の純設定推計は+17億英ポンド/3,520億円となっていた。

収録データだけで見ると、最大の純資産が英DC最大級のアビバ/Aviva、2位にシュローダー/Schroders(2026年2月12日に米スペインが買収を発表)、3位にプライベートアセットも得意とするフルクラム/Fulcrum(三井住友信託銀行と提携)、4位にフィデリティ、5位にプライベートアセット専門運用会社パートナーズ・グループ/Partners Group(みずほ信託銀行と提携)となっている(以上およびBlackRockやAegon、Apollo、Arcmont、M&Gなど未収録のLTAF運用会社14社については上述モーニングスター「LTAF Landscape」参照)。分類別に見ると2023年はインフラ・リアルエステート、2024年はその他(マルチアセットなど)やプライベートエクイティ、2025年はプライベートデット(クレジット)、そして2026年は再びその他(マルチアセットなど)に流入があった(2025年3月10日付投

信調査コラムNo.421「プライベートアセット(クレジット&エクイティ)アクティブETFとクロスオーバーETFで未公開資産の民主化~買取り契約と現物ETFで非上場資産組入れ15%超えも、日米ETFの設定解約(交換)方式別純資産・純設定~」~

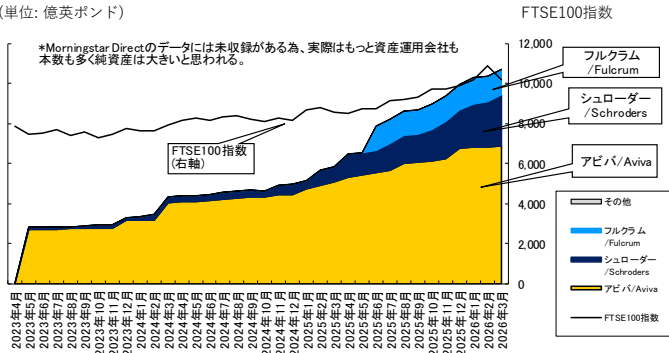
https://www.am.mufg.jp/report/investicite/ohsum_250310.pdf)



英国のLTAF(長期資産ファンド)の 会社別純資産推計と指数の推移

(2023年4月30日 ~ 2026年3月31日 、月次)

金額(単位: 億英ポンド)



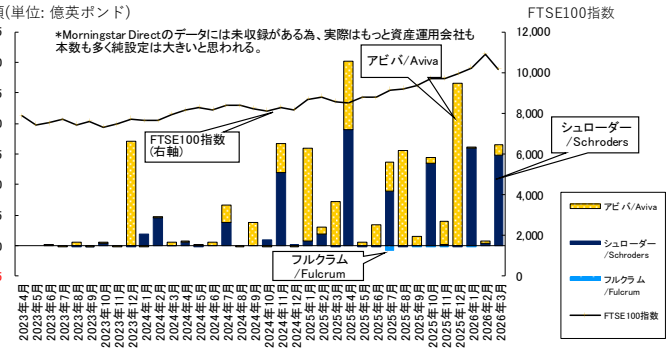
(出所: プルームハーフ、Morningstar Directより三菱UFJアセットマネジメント経営企画部が推計・作成)



英国のLTAF(長期資産ファンド)の 会社別純設定推計と指数の推移

(2023年4月 ~ 2026年3月 、月次)

金額(単位: 億英ポンド)



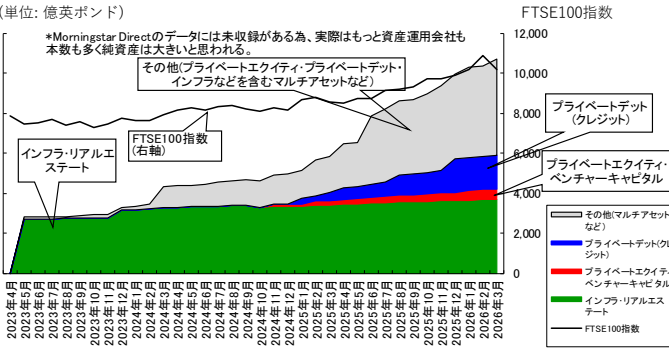
(出所: プルームハーフ、Morningstar Directより三菱UFJアセットマネジメント経営企画部が推計・作成)



英国のLTAF(長期資産ファンド)の 分類別純資産推計と指数の推移

(2023年4月30日 ~ 2026年3月31日 、月次)

金額(単位: 億英ポンド)



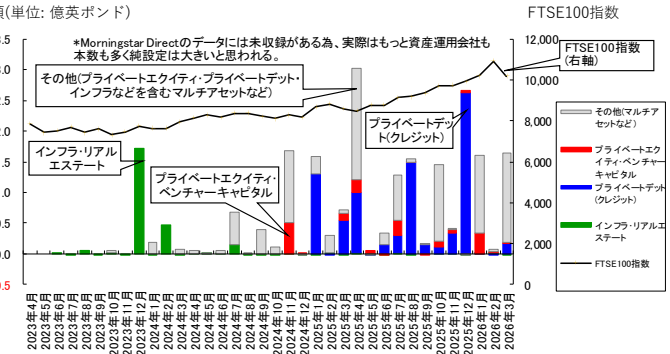
(出所: プルームハーフ、Morningstar Directより三菱UFJアセットマネジメント経営企画部が推計・作成)



英国のLTAF(長期資産ファンド)の 分類別純設定推計と指数の推移

(2023年4月 ~ 2026年3月 、月次)

金額(単位: 億英ポンド)



(出所: プルームハーフ、Morningstar Directより三菱UFJアセットマネジメント経営企画部が推計・作成)

以 上

三菱 UFJ アセットマネジメント【投信調査コラム(日本版 ISA の道)】バックナンバー：
「 <https://www.am.mufg.jp/report/investigate/> 」。

三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社 経営企画部シニアリサーチアナリスト
松尾 健治(kenji-matsuo@am.mufg.jp)、
窪田 真美(mami1-kubota@am.mufg.jp)。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 本資料は内外の資産運用に関する情報提供のために、三菱 UFJ アセットマネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。販売会社が投資勧誘に使用することを想定して作成したものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

本資料中で使用している指数について

FTSE International Limited(“FTSE”)©FTSE。“FTSE®”はロンドン証券取引所グループ会社の登録商標であり、FTSE International Limited は許可を得て使用しています。FTSE 指数、FTSE 格付け、またはその両方におけるすべての権利は、FTSE、そのライセンサー、またはその両方に付与されます。FTSE およびライセンサーは、FTSE 指数、FTSE 格付け、もしくはその両方、または内在するデータにおける誤りや省略に対して責任を負わないものとします。FTSE の書面による同意がない限り、FTSE データの再配布は禁止します。



三菱UFJアセットマネジメント

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会